

いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント
いわて・かまいしファンゾーン催行等業務

業 務 仕 様 書

令和2年8月

いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント実行委員会

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するいわて・かまいしラグビーメモリアルイベントにおける「いわて・かまいしファンゾーン催行等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、実行委員会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

いわて・かまいしファンゾーン催行等業務

2 いわて・かまいしラグビーメモリアルイベントの目的

本イベントは、いわて・かまいしラグビーメモリアルイベント（以下「メモリアルイベント」という。）を通じて、RWC2019岩手・釜石開催のレガシーを継承し、「ラグビーのまち釜石」、「ラグビー県いわて」の定着及び情報発信を行うとともに、RWC等の熱気や感動を振り返り、ラグビーの人気や魅力、価値を再認識しながら新型コロナウイルス感染防止で自粛に努めた市民、県民の元気や活力を取り戻し、「ワンチーム」となって困難を乗り越え、未来への希望を紡ぐ機会とすることを目的に実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年11月30日(月)まで

4 予算額

6,252千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

なお、詳細の業務内容は、実行委員会と受託者が協議のうえ実行委員会が決定するが、別途開催する業務説明会において説明することから、企画コンペに参加しようとする場合は、必ず当該説明会に出席すること。

(1) いわて・かまいしファンゾーンの企画・運営・管理

いわて・かまいしファンゾーン（以下「ファンゾーン」という。）のコンセプトは次のとおりとする。

- RWC2019 期間中、ラグビーを通じて子どもたちとともに多くの地元の人々が楽しんだ「ファンゾーン岩手・釜石」の雰囲気再現する。
- カナダ・ナミビア両国代表による台風19号被災地支援への感謝を伝える。
- 岩手・釜石開催出場国をはじめとするRWC2019日本大会を通じて生まれた世界各国との交流をさらに強い絆とする。

① ファンゾーンの概要

ア 名称	いわて・かまいしファンゾーン
イ 開催日時	令和2年10月9日(金) 18:00～20:30(予定) 令和2年10月10日(土) 10:00～20:30(予定)
ウ 会場	釜石市民ホール(ホールA、共通ロビー、広場A・B)

② 業務内容

ア 企画及び運営

- ・ イベント全体の内容を企画し、実行委員会と協議のうえ決定すること。

- ・ イベントの全体運営に係る総合管理を行うこと。

イ 出演者、出展者等との調整

「2」に掲げる目的や上記コンセプトを達成するため、また、当日のイベントの盛り上がりが増えるよう選定及び調整を行い、効果的かつ円滑に実施すること。

ウ 会場の設営、装飾及び撤去

- ・ RWC2019 岩手・釜石開催時におけるファンゾーンの楽しさや盛り上がりを再現するイベントとなるためのレイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。
- ・ 来場者が容易に会場内配置を把握できるよう、表示を行うこと。
- ・ 来場者の動線を踏まえ、巡回に差が出ないように回遊性に留意すること。
- ・ 実施に必要な什器、備品及び消耗品の調達を行うこと。
- ・ 出展ブースの電気、給排水設備等の設置及び付帯するその他工事等について関係団体等と調整を行うこと。
- ・ 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ・ 可能な限り会場のバリアフリーに配慮すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じること。

エ 関係団体等との調整

実施に際して必要となる会場管理者ほか関係団体等との調整を行うこと。

オ 記録

当日の会場内の記録として、スチール撮影を行い、実行委員会が別途指定するデジタルデータにて納品すること。

(2) 広報宣伝の企画・実施

次に係る広報を企画、実施すること。

- ① メモリアルマッチの開催告知
- ② ファンゾーンの開催告知
- ③ チケット購入方法や試合会場までの移動手段等の周知

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（記録写真等、別途指示する。）を添えて実行委員会へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、実行委員会と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を実行委員会に対して書面で報告しなければならない。
- (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ① 実行委員会は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ② 実行委員会は、(1)②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要

な措置をとるべきことを請求することができる。

③ 受託者は、①あるいは②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、実行委員会に対して書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成17年9月16日釜石市条例第22号）を遵守しなければならない。